

あなたに対する指定障害者福祉サービス提供の開始にあたり、厚生労働省令第 81 号第 10 条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次の通りです。

1 事業者の概要

法人の名称	社会福祉法人 あしたの会
法人所在地	岐阜県山県市大桑 3512 番地 1
代表者氏名	理事長 真野 賢児
設立年月日	平成 9 年 7 月 8 日
電話番号	0581-27-0086

2 利用施設

事業の種類	指定障害福祉サービス事業所
事業所の名称	あしたの会ふくろうの家
事業所番号	岐阜県 第 2 1 1 0 1 0 1 6 9 4
指定日	平成 2 4 年 4 月 1 日
事業所の所在地	岐阜県岐阜市六条南 1 丁目 1 6 番地の 3
電話番号	058-276-7270
F A X 番号	058-276-0318
e-mail アドレス	hukurou.home@aioros.ocn.ne.jp
管理者	施設長 山田昌仁
主たる対象者	知的障害者 身体障害者 精神障害者
事業と定員	就労継続支援 B 型事業 1 0 名 生活介護事業 2 0 名
開設年月日	平成 6 年 4 月 1 日

3 サービスの目的・運営方針

(1) 目的

利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った適切な施設障害福祉サービスの提供を行います。

(2) 運営方針

- ① 利用者の意向、趣向、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき施設障害福祉サービスを適切かつ効果的に提供します。
- ② 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めます。
- ③ 個別支援計画に基づき利用者の心身の状況に応じて支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮します。
- ④ 施設障害福祉サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対し、支援上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。
- ⑤ 提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- ⑥ 正当な理由がなく、施設障害福祉サービスの提供を拒みません。
- ⑦ 運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等の連携及び協力を行う等の地域との交流に努めます。
- ⑧ 地域及び家庭との結びつきを重視し、市町村、他の指定障害サービス事業者、その他福祉サービス、保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- ⑨ 障害者自立支援法及び「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容のほか関係法令を遵守します。

4 施設の概要

(1) 施設

建 物	構 造	鉄骨及び木造二階建 1 棟
	床面積	379.48 m ²
店舗兼喫茶店	構 造	木造平屋建 1 棟
	床面積	120.89 m ²

(3) 主な設備

設備の種類	室数	面積	備考
食堂	1	85.58 m ²	
作業室 A	1	115.67 m ²	
作業室 B	1	79.4 m ²	
男子更衣室	1	7.38 m ²	
女子更衣室	1	10.33 m ²	
医務室	1	6.57 m ²	
相談室	1	14.55 m ²	
職員室	1	44.79 m ²	
便所	6	28.12 m ²	
作業準備室	1	10.75 m ²	

(4) 職員体制

職種	員数	区分				常勤換算後の職員	備考
		常勤		非常勤			
		専従	兼任	専従	兼任		
施設長	1		1			1	
サービス管理責任者	1	1				1	
医師	1				1	0.01	
生活支援員	13	3	1	9		10.3	
職業指導員	1			1		0.3	
看護師	1				1	0.07	
目標工賃達成指導員	1	1				1	

5 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
施設長	正規の勤務時間帯（8:30～17:30） 常勤で勤務
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯（8:30～17:30） 常勤で勤務
生活支援員 職業指導員 目標工賃達成指導員	正規の勤務時間帯（8:30～17:30） 常勤・非常勤で勤務
医 師	内 科 循環器科 非常勤で随時
看護師	正規の勤務時間（9：30～12：30） 非常勤で勤務 週一回 諸事情により曜日は変更あり

6 施設サービスの概要

（1）介護給付費対象サービス

①就労継続支援B型事業・生活介護事業（共通）

種 類	内 容
相談及び支援	・利用者及びその家族が希望する生活や心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、支援を行います。
食 事	・利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行います。また、適切な栄養量、食事内容のために必要な栄養管理を行います。
排 泄	・ご利用者の状況に応じて適切な排泄支援を行うと共に、排泄の自立に向けた適切な支援を行います。
整 容 (歯磨き・洗面含)	・個性に配慮し、適切な整容が行われるよう支援します。 ・歯磨きは、食後に行います。
移 動	・ご利用者の状況に応じ必要な支援を行います。
健康管理	・日常生活上必要な健康状態のチェックや服薬、その他必要な医療的管理を行います。また、医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。

服薬管理	・看護師及び健康管理担当の職員指導の上、職員が管理しています。服薬時に適切な服薬支援を行います。
通院・治療	・通院時必要に応じて看護師又は支援員が、付き添いの配慮をします。
機能訓練	・体力、身体機能維持のための軽運動の機会を提供します。
社会活動	・社会生活の支援に重点を置き、自立支援・体験（買い物支援・外出支援等）を実施して地域生活への移行が出来るよう訓練の場を提供します。
作業生産活動	・施設内作業～ご利用者の適性・関心に応じて2種の作業班に分かれて行います。 ・施設外実習～就職をめざして企業での就労体験をします。
余暇活動	・レクリエーション行事を実施し、楽しみのある生活を提供します。
創作的活動	・余暇活動の一環として創作的活動（音楽・レクリエーション）の機会を提供します。

（２）給付費対象外サービス

① 就労継続支援B型事業・生活介護事業（共通）

種 類	内 容
活動費	・創作活動や余暇活動を行う上で必要な費用について、利用者に負担していただくことが適当な費用は、実費を負担していただきます。
日常生活費	・日用品費等、利用者の日常生活用品の購入について、負担していただくことが適当な費用は実費を負担していただきます。
社会生活上の便宜	・行政機関に対する手続きが必要な場合には、施設が代行し利用者及び家族に報告いたします。
その他日常生活上必要となる支援	・利用者の希望により、日用品の購入の斡旋、代行等についても行います。
印刷、複写	・サービス提供記録や各種書類の印刷発行を行います。

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> 外部からの購入及び自主生産品(パン等)により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 <食事時間> 昼 食：12：00 ～
光熱水費	無料
貴重品(携帯電話等)の預かり保管管理 障害福祉サービス受給者証	<ul style="list-style-type: none"> 希望者には貴重品(携帯電話等)、金銭等は保管管理します。 破損、故障、紛失等の責任と補償の限度があります。 お預りするもの：障害福祉サービス受給者証

7 利用料金

【サービス利用に係る料金の概要】

<p>障害者総合支援法に基づく、障害者福祉サービス等を利用された場合の費用負担については、次のように定められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者総合支援法に基づくサービス（介護給付、訓練給付）にかかる費用の内、原則として9割は出身市町村が負担しますが、所得により利用サービスに応じた負担が必要になる場合があります。 上記の金額については、市町村が利用者に発行する「受給者証」に記載されています。 施設で提供する食事にかかる経費（以下「食費」という。）は原則自己負担となります。 施設設備の利用に当たる光熱水費は、無料で利用できます。
--

(1) サービス提供に係る基本的な利用料金

提供するサービスを利用された場合は、次の利用料金がかかります。

ただし、利用料金のうち、介護給付費、訓練給付費から支給される部分については原則として事業者が市町村から代理で受領します。

① サービス利用に要する基本的な利用料金

(※1日あたり。ただし、法改正等により変動することがあります。)(単位：円)

サービス内容／区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
就労継続支援B型	6,370	6,370	6,370	6,370	6,370	6,370
生活介護			5,230	5,840	8,540	11,500

② 就労継続支援B型事業・生活介護事業（共通）

サービス内容	金額（円）
1 サービス利用に係る本人負担額	受給者証記載金額
2 食事にかかる本人負担額	どんぐり村 400 円 加納屋 440 円 パン 500 円 味噌汁 20 円
3 光熱水費	無料

(2) 特別な支援に伴う利用料金

前項の基本的なサービス利用料金以外に、次の特別な支援を行う場合は、ご利用されるサービスごとに利用者負担金が必要になります。

(3) 介護給付費対象外サービス内容の料金

項目	金額
活動費	実費
日用生活品	実費
被服費	実費
特別な食事	実費
買い物代行	実費
その他日常生活上必要となる諸費用	実費
サービス提供記録の複写	10 円 / 1 枚

- ※ 食事が不要な場合には、前日までにお申し出下さい。前日以降のお申し出の場合、実費をいただく場合があります。
- ※ 給付費の支給額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。
- ※ その他社会情勢等により著しい物価の変動等があった場合には、料金を変更する場合があります。

(4) その他

- ・ 利用者の障害程度に応じたサービス利用料金
- ・ その他受けたサービスの実費

(5) 利用者負担金の支払方法

利用者負担金は、サービス利用月末に締め、翌月の 25 日までに請求いたします。
請求月の 5 日までに、以下の方法でお支払ください。

<支払方法>

- ・ 金融機関口座からの自動引き落とし

8 苦情等申立先

ご相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口担当者 サービス管理責任者：南 雅晴 ・ ご利用時間 8：30～17：30（土日祝は休み） ・ 電話番号 058-276-7270 ・ 担当者が不在の場合は、事務所までお申し出ください。 ・ 苦情受付箱を設置しておりますのでご利用下さい。
岐阜市の窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所在地 岐阜市司町 40-1 ・ 電話番号 058-265-4141 ・ 岐阜市役所障がい福祉課
岐阜県の窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所在地 岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福社会館 6 F ・ 電話番号 058-278-5137 ・ 岐阜県運営適正化委員会（岐阜県社会福祉協議会）

9 協力医療機関

名 称	六条わたなべ内科
院長名	渡邊 正喜
所在地	岐阜県岐阜市六条南 1 丁目 17 番 1
電話番号	058-268-5678
診療科	内科・循環器科
入院設備	無し

10 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、速やかに家族、医療機関、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を迅速に講じます。

11 守秘義務等

- ① 職員は、事業上知り得た利用者又は契約者等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は本契約が終了した後も継続します。
- ② 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用

者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

12 損害賠償について

事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。

13 非常災害時の対策

非常時の対応	・別途定める消防計画により対応いたします。
平常時の訓練	・別途定める「消防計画」に基づき災害を想定した避難・防災訓練をご利用者の方も参加して実施します。
防災設備	・自動火災報知器 ・屋内消火栓 ・誘導灯 ・ガス漏れ報知器 ・屋外消火栓 ・非常通報装置 ・消火器 カーテン等は防災性のあるものを使用しております。
消防計画等	・消防署への届け出：有 ・防火管理者：南 雅晴

14 当事業所をご利用の際にご留意いただく事項

嘱託医師以外の医療機関への受診	・より専門科への受診が必要と判断された場合、あるいは受診が継続になる場合や遠方への受診等は、ご家族・後見人等により対応していただく場合があります。
設備・器具の利用	・施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	・喫煙は全館禁煙です。飲酒は館内では禁止です。
私物の管理	・私物につきましては、ご利用者の責任において管理して頂きます。
宗教活動・政治活動・営利活動	・ご利用者の思想・信教は自由ですが、他のご利用者に対する宗教活動・政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
動物飼育	・施設内へのペットの持ち込み及び飼育はできません。